

(別添1)

優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）について

1. 趣旨及び建設マスターの活用について

我が国の建設産業においては、今後、少子高齢化の進展に伴う労働力不足時代の到来が予想される中で、直接施工にあたる建設技能者の不足が深刻化することが危惧されており、優秀な人材を確保・育成することが良質な建設生産物を安価で国民に提供していくための重要な課題となっています。

そこで国土交通省では、建設産業の第一線で「ものづくり」に直接従事している建設技能者の中から、特に優秀な技能・技術を持ち、後進の指導・育成等に多大な貢献をしている方を国土交通大臣が顕彰することにより、「ものづくり」に携わる方の誇りと意欲を増進させるとともに、その社会的評価の向上を図ることを目的として、平成4年度より実施してきた優秀施工者建設大臣顕彰を引き続き「優秀施工者国土交通大臣顕彰」として実施しています。

顕彰者（建設マスター）は以下のような顕彰基準を満たし、卓越した技能・技術を有する熟練技能者であります。貴都道府県におかれましても、建設マスターを各種講演会、実技講習会等の講師等としてご活用いただき、建設マスター及び同顕彰制度のPRにご協力いただきたく存じます。

2. 顕彰の対象

建設現場において工事施工に直接従事している個人で、現役として活躍している建設技能者のうち、次の全てを満たしている方

（顕彰基準）

- ①技能・技術が優秀であること
- ②工事施工の合理化等に貢献していること
- ③後進の指導育成に努めていること
- ④安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤他の建設現場従業者の模範となっていること

3. 選考方法

建設業者団体、都道府県又は北海道開発局及び地方整備局から推薦を受けた方について、あらかじめ国土交通省職員等により事前審査を行った上で、優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会において審査・選考する。

4. 被顕彰者数の推移

第1回 (H4)	第2回 (H5)	第3回 (H6)	第4回 (H7)	第5回 (H8)	第6回 (H9)	第7回 (H10)	第8回 (H11)	第9回 (H12)	第10回 (H13)
222名	263名	273名	238名	269名	258名	293名	295名	303名	461名
第11回 (H14)	第12回 (H15)	第13回 (H16)	第14回 (H17)	第15回 (H18)	第16回 (H19)	第17回 (H20)	第18回 (H21)	第19回 (H22)	第20回 (H23)
501名	472名	463名	456名	436名	436名	412名	421名	411名	401名
第21回 (H24)	第22回 (H25)	第23回 (H26)	第24回 (H27)	第25回 (H28)					合計
362名	378名	389名	406名	415名					9,234名

*第6回、7回は造園工（1名）、第11回、第12回は鉄筋工（1名）、第17回は造園工（1名）及び建設機械運転工（1名）、第18回は造園工（1名）、第21回は塗装工（1名）、第23回はとび工（1名）、電気工（2名）、造園工（1名）、鉄筋工（1名）、第24回は土工（1名）、建具工（1名）電気工（3名）、電気通信工（1名）、造園工（1名）、建設機械運転工（2名）、第25回は土工（2名）、電気工（1名）、電気通信工（1名）、造園工（1名）、建設機械運転工（1名）、塗装工（1名）、とび・土工（1名）が女性 計30名。

（参考）建設マスターについての各種情報については、国土交通省のホームページ

(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000062.html)

で提供しておりますのでご活用下さい。